

○富士見町農業集落排水処理施設条例施行規則

平成6年3月22日

規則第4号

改正 平成15年6月1日規則第23号

平成26年3月18日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、富士見町農業集落排水処理施設条例(平成6年富士見町条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(管理の委託)

第3条 条例第4条に規定する管理者が委託できる業務は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 保守点検業者等に委託できる業務

- ア 水質検査
- イ 機械類の点検、補修
- ウ 汚泥の引き抜き
- エ 停電時の対応
- オ その他、管理上必要な業務

(2) 地区推進委員会に委託できる業務

- ア 安全確認(臭気の発生、マンホール蓋の密閉等の確認)
- イ スクリーンのし渣(夾雑物)の除去
- ウ 機械類の運転確認及び故障時の連絡
- エ 処理施設敷地内の清掃
- オ その他、管理上必要な業務

(汚水の放流の特例)

第4条 条例第5条ただし書に規定する汚水とは、冷却水その他これに類するものをいう。

(排水設備の設置の免除及び期間の延長)

第5条 条例第6条ただし書に規定する排水設備の設置の免除及び期間の延長の許可に関して必要な事項は、富士見町下水道条例施行規則(平成5年町規則第14号)第4条から第6条までの規定を準用する。

(排水設備の構造基準)

第6条 条例第7条に規定する排水設備の構造基準に関する必要な事項は、富士見町下水道条例施行規則(平成5年町規則第14号)第7条の規定を準用する。

(排水設備の計画の確認)

第7条 条例第8条に規定する排水設備の計画の確認に関する必要な事項は、富士見町下水道条例施行規則(平成5年町規則第14号)第8条の規定を準用する。

(排水設備の工事完了届)

第8条 条例第9条第1項に規定する排水設備の新設等をした者は、排水設備新設等工事完了届に精算設計書を添付し、管理者に提出しなければならない。

(軽微な工事)

第9条 条例第11条第1項に規定する工事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 汚水ますのふたの取り替え
- (2) 防臭装置等の修繕工事
- (3) その他管理者が認めた工事

(委託の申請)

第10条 条例第13条に規定する設計及び工事を町に委託しようとする者は、関係書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

(除害施設設置の特例及び届出等)

第11条 条例第14条に規定する除害施設設置の特例及び届出に関する必要な事項は、富士見町下水道条例施行規則(平成5年町規則第14号)第17条から第19条までの規定を準用する。

(使用開始の届出)

第12条 条例第15条に規定する届出は、排水設備使用(開始、休止、廃止、再開)届によるものとする。

(一時使用許可)

第13条 条例第15条第2項に規定する許可に関する必要な事項は、富士見町下水道条例施行規則(平成5年町規則第14号)第21条の規定を準用する。

(特別使用許可)

第14条 条例第17条に規定する許可に関する必要な事項は、富士見町下水道条例施行規則(平成5年町規則第14号)第22条の規定を準用する。

(供用開始後の加入)

第15条 条例第18条に規定する供用開始後加入する者は、農業集落排水施設加入申請書を

管理者に提出しなければならない。

(使用料等の減免)

第16条 条例第19条の規定による加入金、又は条例第21条及び条例第23条の規定による使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、納入の通知書を受け取つたとき、又は減免の理由が発生したときは、遅滞なく使用料等減免申請書にその理由を明らかにする書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請があつたときは、その内容を審査して、使用料等減免承認・不承認決定通知書を当該申請者に通知するものとする。

(汚水排除量等の申告及び資料の提出)

第17条 条例第21条に規定する汚水排出量の申告及び資料の提出にして必要な事項は、富士見町下水道条例施行規則(平成5年町規則第14号)第24条及び第25条の規定を準用する。

(行為及び占用の許可)

第18条 条例第22条に規定する許可を受けようとする者に関して必要な事項は、富士見町下水道条例施行規則(平成5年町規則第14号)第26条及び第27条の規定を準用する。

(代理人の選定と届出)

第19条 条例第24条に規定する届出は、排水設備代理人届によるものとする。

(使用者等の変更の届出)

第20条 条例第25条に規定する届出は、排水設備使用者等変更届によるものとする。

(様式)

第21条 この規則の施行に必要な文書の様式は、管理者が別に定めるものとする。

(補則)

第22条 この規則に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成15年6月1日規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年4月1日からこの規則の施行日までの間に町長がした決定又は指定は、この規則の施行後は、管理者がした決定又は指定とみなす。

附 則(平成26年3月18日規則第4号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。